

監 査 公 表 第 1 5 号

平成 2 9 年 8 月 2 3 日

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 坂 本 心 次

住民監査請求について

平成 2 9 年 7 月 2 6 日付けで提出（同年 8 月 3 日付けで補正）された「周南市職員措置請求書」による住民監査請求については、別紙「住民監査請求に係る要件審査の結果」のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 1 項に規定する請求の要件を欠き不適法であるため、これを受理せず、却下することが相当であると決定した旨を平成 2 9 年 8 月 2 1 日に請求人に通知したので、公表します。

住民監査請求に係る要件審査の結果

第1 請求の内容

1 請求者

住所

氏名

2 請求書の受付日

平成29年7月26日

3 請求の要旨（平成29年8月3日付けで補正された請求書原文のとおり）

この請求は木村市長がこの予算案を周南市市議会3月議会にあって提出、可決されました。各紙の報道記事を読覧しましたが不明瞭な点が多々見受けられました。ついては

この予算に対し以下の点について監査請求を行います。

- ① なぜ公開入札でなく随意契約でなされたのか、又どういう経緯で決定され、この案件は契約された会社でしか出来なかったのかまた決定金額〈約2,500万円〉の詳細を明らかにしてください。
 - *積算根拠を示して下さい。
 - *この支出〈約2,500万円〉が随意契約のため正当な金額であるのか、試算はされたのか。
 - *この金額は最終的に誰が決定されたのか。
: 随意契約から@約2,500万円迄を時系列に示して頂き、公金の正当性、財務会計行為を詳しく列挙して下さい。
- ② 契約された会社名を詳しく明らかにしてください。
 - *会社名・代表者名・設立日・資本金・社員数・業績
- ③ 契約が随意契約でなされた事はこの公費投入という点からもより慎重な対応が必要であり、この行為は市民からは疑問を付す点が多く、その中での公金支出がなされる事には納得出来ません。この金額〈約2,500万〉の返還を求めます。

4 請求の要旨に添付された事実を証する書面

- ・ 読売新聞 平成 29 年 3 月 16 日付け新聞記事の写し
- ・ 朝日新聞 平成 29 年 3 月 16 日付け新聞記事の写し
- ・ 毎日新聞 平成 29 年 3 月 10 日付け、同年 3 月 16 日付け新聞記事の写し
- ・ 中国新聞 平成 29 年 3 月 10 日付け、同年 3 月 16 日付け新聞記事の写し
- ・ 山口新聞 平成 29 年 3 月 10 日付け、同年 3 月 16 日付け新聞記事の写し

5 請求書の補正

請求書の受付け後、請求書の表題部、件名、請求者に係る記載事項、請求の要旨及び違法又は不当の事実を証する書面等が、不適切又は不明確であったため補正を求めることとし、平成 29 年 7 月 28 日、文書到達後 10 日を期限とする補正命令書を郵送し、当該文書は同月 29 日、請求者の指定する住所に到達した。

同年 8 月 3 日、請求者から補正された請求書（以下「本件請求」という。）が提出された。

第 2 本件請求の要件に係る判断

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合等に、当該行為等を防止し、若しくは是正し、又は当該行為によって当該地方公共団体がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを、住民が請求することができる制度である。

また、請求に当たっては、違法又は不当な行為等を個別的、具体的に摘示し、かつ、その事実があることを証する書面を添付しなければならないとされ（最高裁判所平成 2 年 6 月 5 日判決）、その行為によりどのような損害が生じているのか、又は発生するおそれがあるのかが示される必要がある（最高裁判所平成 6 年 9 月 8 日判決）。

これを本件についてみると、本件請求の主な要旨は、「しゅうニャン市」に係る予算に関連した契約について、入札ではなく随意契約により業者決定されてお

り、その契約により支出された場合の金額は、正当な金額であるのか、また、随意契約による支出は疑問を付す点が多く、支出されることに納得ができないため、この金額の返還を求めるものであると解される。

しかしながら、随意契約は、法第 234 条及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 に規定されたもので、随意契約による契約金額の支出が直ちに正当性を欠くとの判断に結びつくものではなく、本件請求において、特定の財務会計行為に関し、違法性・不当性の理由、周南市へ与える損害の状況及び請求で求める措置などが、個別的・具体的に摘示されているとは認められず、添付された事実を証する書面からもそれらを裏付ける事実の提示はなく、法第 242 条第 1 項に規定する要件を満たしていない。

また、契約会社名その他の本件請求における請求者の求めについては、いずれも住民監査請求制度の要件を具備するものとは認められない。

以上のことから、本件請求は、不適法な請求であるため却下する。